

資料2

JPドメイン名とJPNIC

2008年12月19日(金)

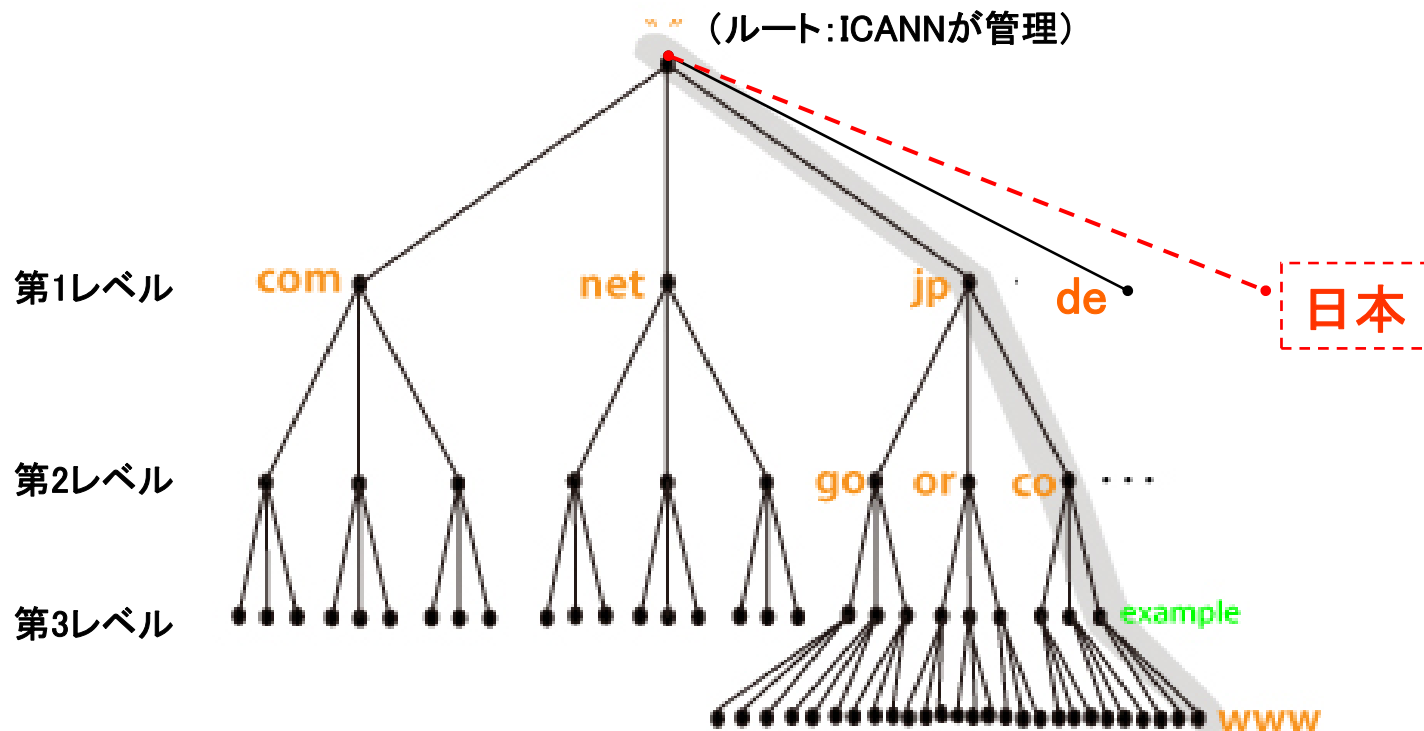
社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)

目次

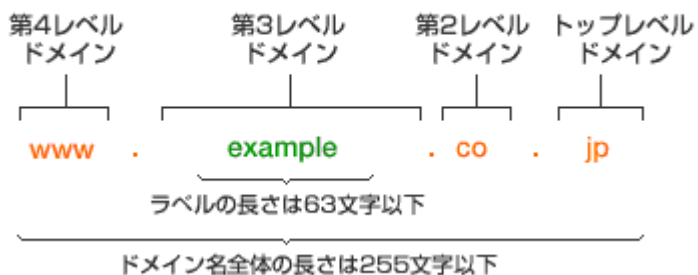
- ・ ドメイン名登録のしくみ(復習)
- ・ JPNICと各組織との関係
- ・ JPDメイン名の公共性の担保
- ・ データエスクロー
- ・ JPDメイン名紛争処理方針(JP-DRP)

ドメイン名登録のしくみ(復習)

ドメイン名の階層構造

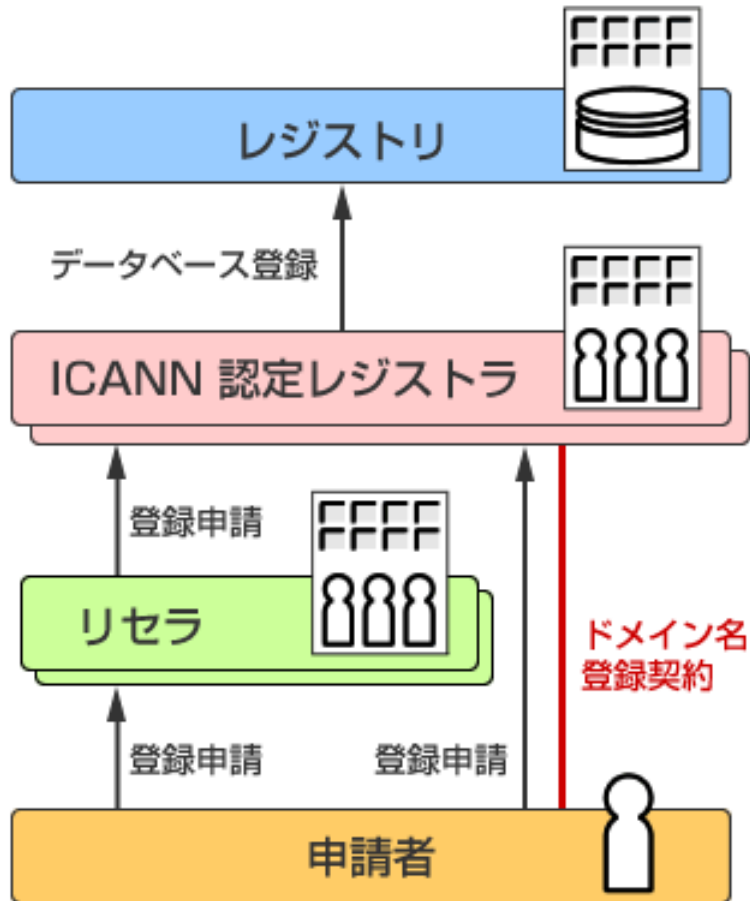


ドメイン名の構成



gTLDドメイン名の登録のしくみ

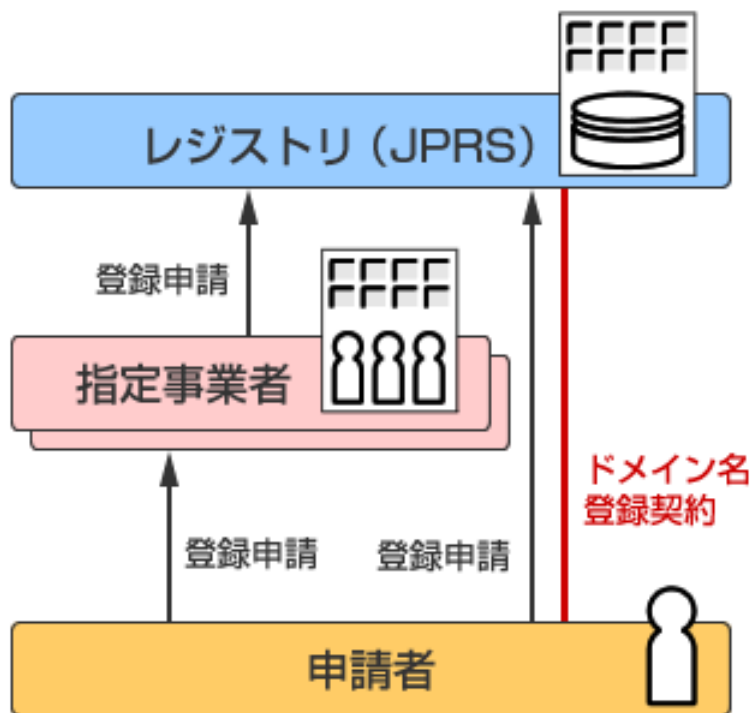
gTLDドメイン名の登録のしくみ



- ・ gTLD (.com/.org/.infoなど)の登録サービスは、「レジストリ・レジストラモデル」を採用
- ・ レジストリ: 登録されたドメイン名のデータベースを一元的に管理する機関
- ・ レジストラ: 登録者からドメイン名の登録申請を受け付け、その登録データをレジストリデータベースに登録する機関
- ・ gTLDのレジストリとレジストラは、ICANNとの契約に基づき業務を行っている
- ・ ドメイン名の登録を希望する場合、いずれかのレジストラに対して申請手続を行う
- ・ 登録が完了し、ネームサーバに登録ドメイン名が反映された時点で、使用可能となる
- ・ レジストラによっては、他社が取り次ぐ登録申請を受け付けている場合がある。そのような取り次ぎを行う業者をリセラーという

JPドメイン名の登録のしくみ

JPドメイン名の登録のしくみ

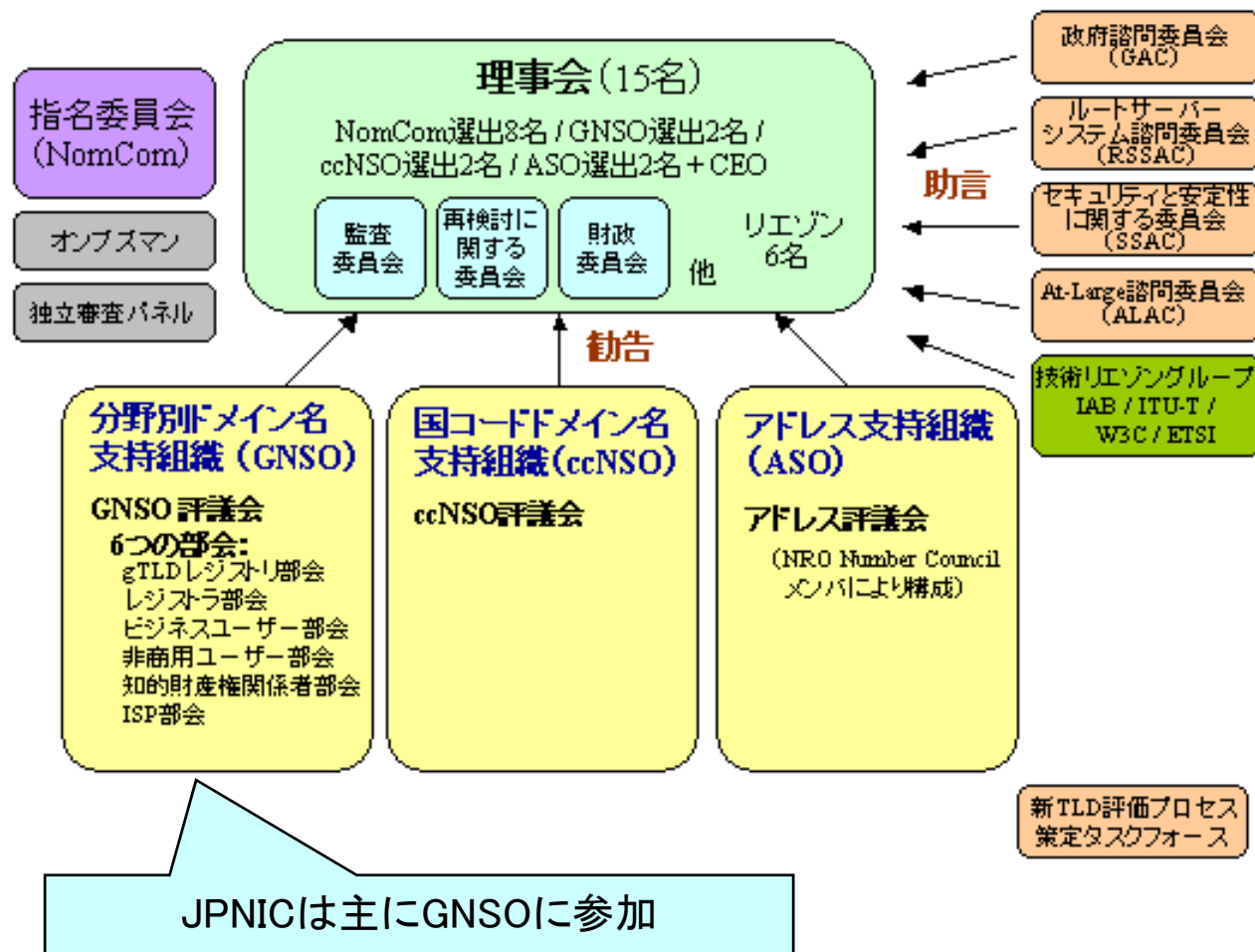


- ・ ccTLDの登録サービスの形態は、各ccTLDの管理機関(レジストリ)の方針により様々であり、JPドメイン名も、基本的にはレジストリ・レジストラモデルを採用しているが、登録されたドメイン名に関わる契約関係が、登録者とレジストラ(指定事業者)との間ではなく、登録者とレジストリ(JPRS)との間にある点で、gTLDとは異なる
- ・ 登録者はJPRSの登録規則に基づき登録する
- ・ JPドメイン名の登録方法
 - いずれかの指定事業者を経由して手続
 - 直接JPRSに対して申請の手続を行う
- ・ ドメイン名の種類
 - 属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名
 - ・ 1組織1ドメイン名の原則とドメイン名の種類に応じた登録要件があり、申請手続においてJPRSが審査を行う
 - 汎用JPドメイン名:
 - ・ 第2レベルに希望する文字列を登録できる
 - ・ 1組織1ドメイン名という原則はなく、個人でも組織でも複数のドメイン名を自由に登録できる。
 - ・ 登録要件も国内に住所があることのみ
 - ・ 日本語文字の使用も可能

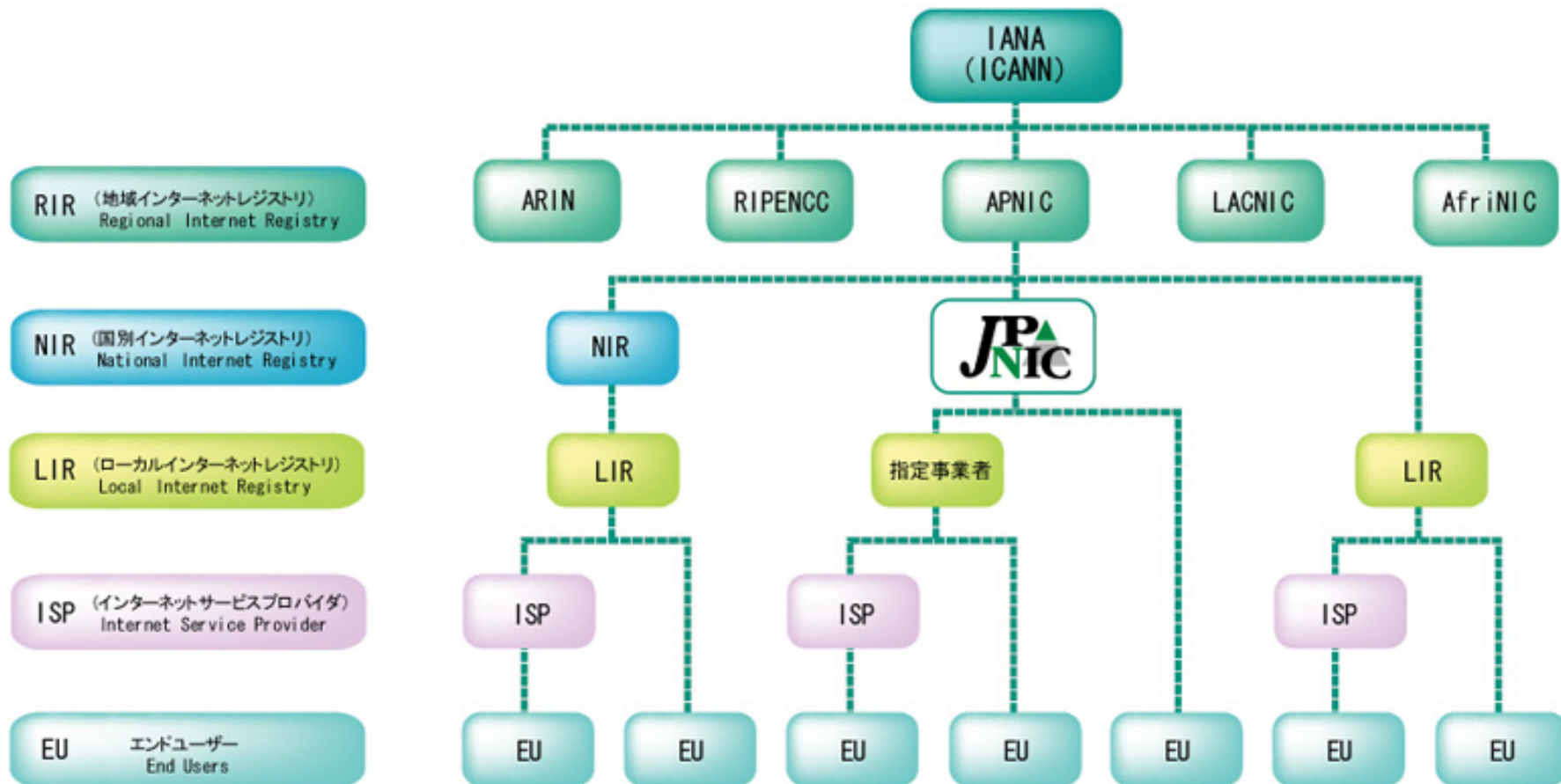
JPNICと各組織との関係

ICANNの組織構造

ICANN組織構成図

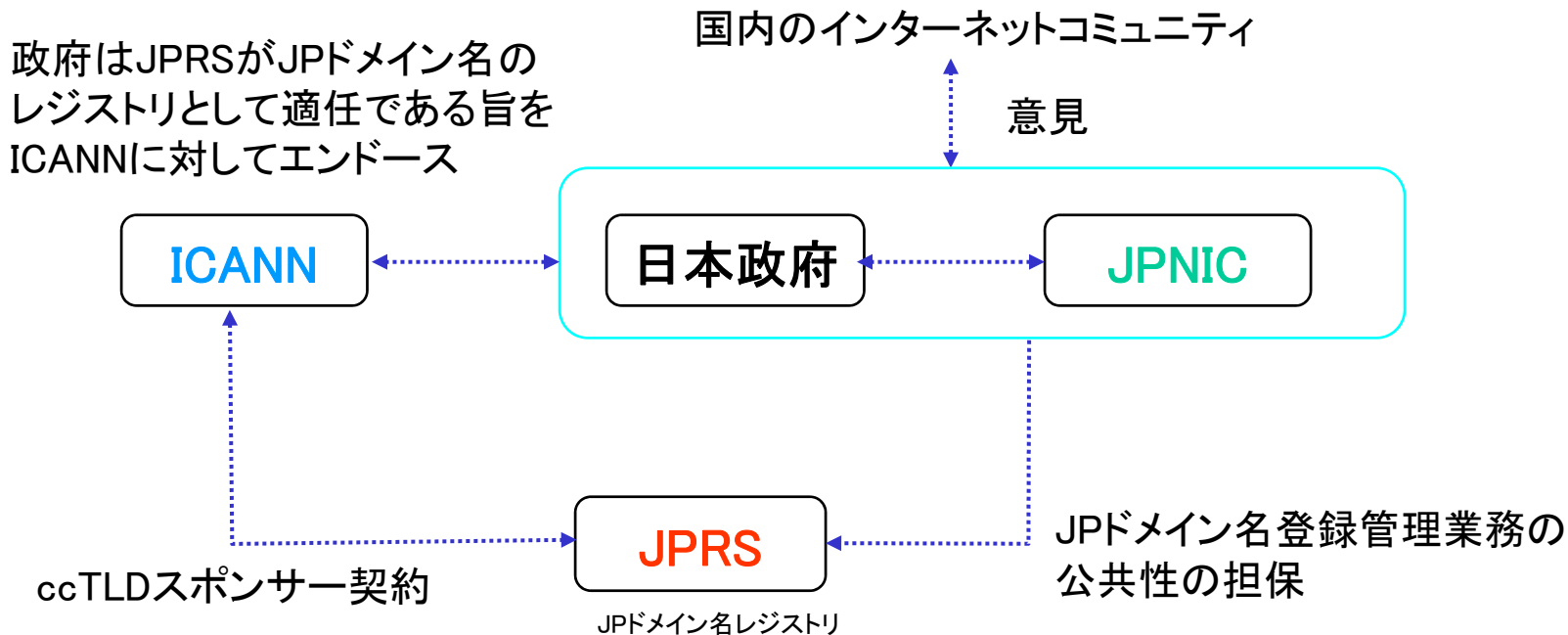


IPアドレス管理の構造



IPアドレスの分配は「インターネットレジストリ」と呼ばれる組織により、階層的な管理・分配が行われている。JPNICは、アジア太平洋地域におけるアドレス管理を行っている APNICの管理下にある国別インターネットレジストリ(NIR)として、日本国内におけるアドレス管理を行っている。

JPドメイン名におけるJPNICの位置づけ



JPNICは2002年3月までJPドメイン名レジストリであったが、JPドメイン名登録管理業務の移管に関する覚書(2001年11月9日)およびJPドメイン名登録管理業務移管契約(2002年1月31日)により、上記体制となった。

JPNICは日本政府と共に、JPドメイン名登録管理業務の公共性を担保する責任を担っている。

移管に関する覚書に定められたJPNICとJPRSの関係

- ・ JPDメイン名の公共性の担保
 - JPDメイン名諮問委員会
- ・ データエスクロー
- ・ JP-DRP

JPドメイン名の公共性の担保

JPドメイン名登録管理業務の移管に関する覚書(1)

第七条 (JPドメイン名の公共性の担保)

1. JPRSは、JPドメイン名諮問委員会の答申、及びそれに対するJPRSの対応などについて、JPNICに対して随時報告を行う。JPNICは、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
2. JPRSは、JPNICとの協議により定められた内容について、財務及び経理等に関し、JPNICに対して、少なくとも年1回報告を行う。JPNICは、速やかに政府当局に対してそれを報告する。
3. JPNIC及び政府当局は、どちらか一方からの求めに応じて、JPRSが第六条に定める責任事項に違反しているかについて相互に協議を行い、違反があると判断した場合は、JPRSに改善を勧告する。
4. 前項の勧告が、第六条に定める責任事項に関する重大な違反によるもので、JPRSが正当な理由なくして是正しない場合には、JPNICと政府当局は相互に協議の上、JPRSに対して再移管の予告を書面によって通知する。

JPNICでの対応：
JPRSから答申を受領後、速やかに総務省に報告(随時)

JPNICでの対応：
JPRSから決算報告(12月決算)を受領後、速やかに総務省に報告(3月頃)

JPドメイン名登録管理業務の移管に関する覚書

JPDメイン名登録管理業務の移管に関する覚書(2)

- ・ 第七条 (JPDメイン名の公共性の担保)
 5. JPRSが、前項の予告通知を受けてから正当な期間内に正当な理由なく是正しない場合、JPNICと政府当局は相互に協議の上、再移管を決定する。
 6. JPRSが破産若しくは支払不能の状態になった場合、又は前項により再移管が決まったときは、JPNICと政府当局は、相互に協議の上、新たな移管先を決定する。
 7. JPNICと政府当局は、JPRSが契約を行うエスクローエージェントについての承認を行う。エスクローエージェントは、前項により再移管先が決定された場合は、速やかにレジストリデータを移管先に移転する。

JPNICでの対応:

データエスクロー実施状況の監査(毎日)
エスクロー・エージェントの立入監査を実施し、
総務省に報告(2月頃)

JPDメイン名登録管理業務の移管に関する覚書

JPドメイン名諮問委員会 諮問書、答申、対応(1)

- ・ 諮問書「JPドメイン名の登録管理業務に関する方針について (JPRS-ADV-2002001)」(2002.03.26)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2002002) (2002.11.29)
 - 対応の公表(2003.03.10)
- ・ 諮問書「属性型ドメイン名「LG.JP」の新設の是非と方針について (JPRS-ADV-2002002)」(2002.06.19)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2002001) (2002.07.17)
 - 対応の公表(2002.08.21)
- ・ 諮問書「第2期JPドメイン名諮問委員会委員の選任方法について (JPRS-ADV-2002003)」(2002.06.19)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2002003) (2002.11.29)
 - 対応の公表(2004.04.30)

JPドメイン名諮問委員会 諮問書、答申、対応(2)

- ・ 諮問書「指定事業者制度の下での特定の状況におけるJPドメイン名とその登録者の保護について(JPRS-ADV-2003001)」(2003.09.03)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2003001) (2004.03.10)
 - 対応の公表(2004.04.30)
- ・ 諮問書「JPドメイン名の登録に関わる基本的な手続への柔軟性の導入について(JPRS-ADV-2004001)」(2004.04.28)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2004001) (2004.12.10)
 - 対応の公表(2006.04.28)
- ・ 諮問書「第3期JPドメイン名諮問委員会委員の選任方法について(JPRS-ADV-2004002)」(2004.11.10)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2004002) (2005.03.15)
第3期委員推薦書(2005.03.28)
 - 対応の公表(2005.03.30)

JPドメイン名諮問委員会 諮問書、答申、対応(3)

- ・ 諮問書「日本語ドメイン名における予約ドメイン名の今後の取扱い方針について」(JPRS-ADV-2005001)(2005.8.30)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2005001) (2006.3.17)
 - 対応の公表(2006.04.28)
- ・ 諮問書「属性型・地域型JPドメイン名での組織の合併時等における1組織1ドメイン名の原則の適用について」(JPRS-ADV-2006001)(2006.8.31)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2006001) (2006.12.21)
 - 対応の公表(2007.03.14)
- ・ 諮問書「JPドメイン名登録情報の公開・開示と保護に関する現状評価について」(JPRS-ADV-2006002)(2006.11.16)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2006002) (2007.3.6)
 - 対応の公表(2007.04.27)

JPDメイン名諮問委員会 諮問書、答申、対応(4)

- ・ 諮問書「第4期JPDメイン名諮問委員会委員の選任方法について(JPRS-ADV-2006003)」(2006.11.16)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2006003) (2007.1.4)
第4期委員推薦書(2007.02.22)
 - 対応の公表(2007.03.14)
- ・ 諮問書「フィッシング被害防止においてドメイン名レジストリが担うべき活動の方針について(JPRS-ADV-2007001)」(2007.8.23)
 - 答申(JPRS-ADVRPT-2007001) (2008.3.18)
 - 対応の公表(2008.05.09)
- ・ 諮問書「「.日本」をJPRSにて管理することになった場合の、「.日本」と「.JP」との関連付けに関する方針について(JPRS-ADV-2008001)」(2008.8.27)

データエスクロー

データエスクローとは

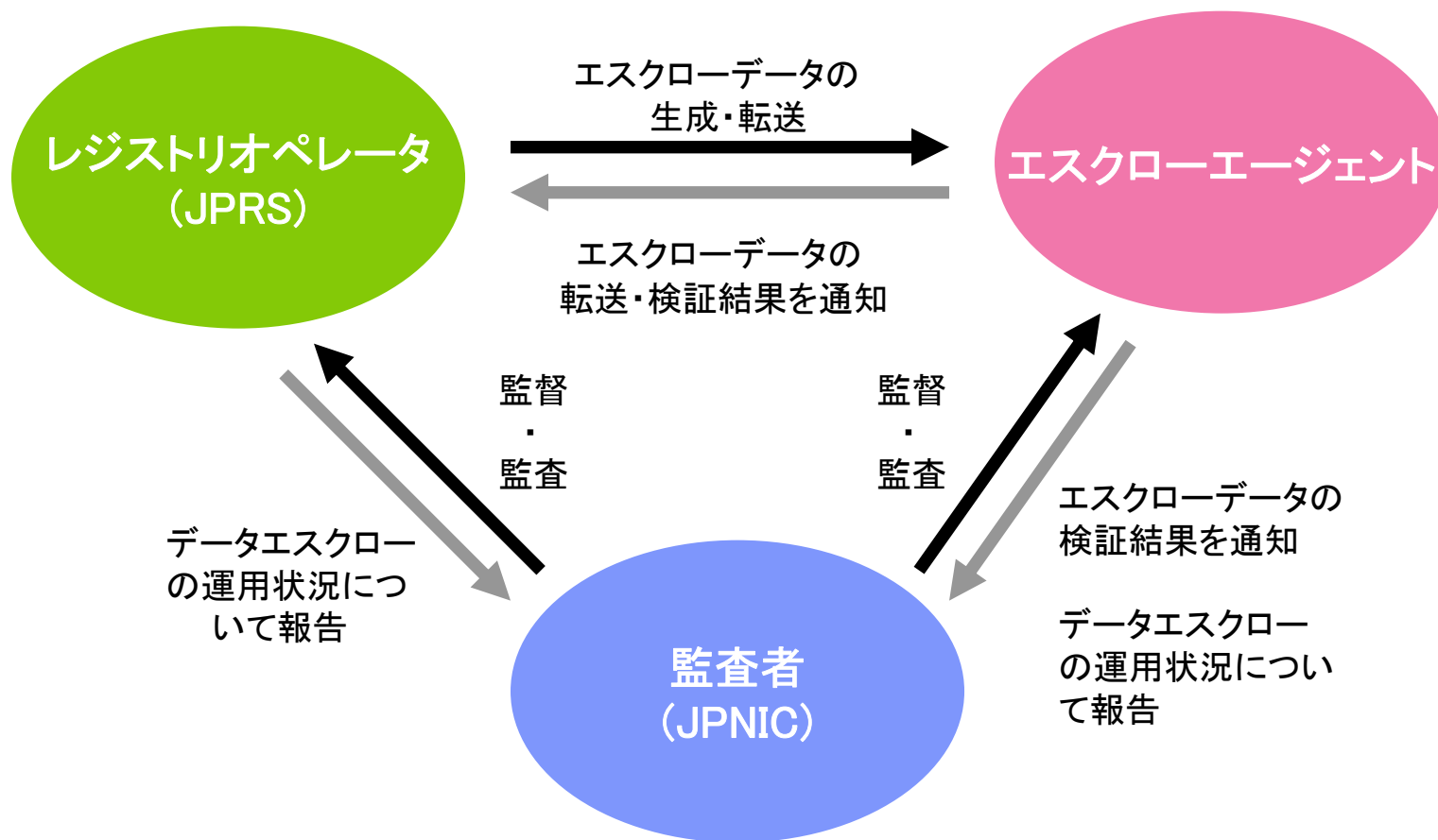
- ・何らかの理由でJPRSの業務に支障が生じた場合の、新たな組織へのJPDメイン名レジストリ業務移管に備えたしくみ
- ・日々更新されるレジストリデータから生成したエスクローデータを、毎日、第三者(エスクローエージェント)に預託している
- ・移管の際には、エスクローデータを用いてJPDメイン名レジストリ業務を継続する

エスクローにおけるJPNICの役割

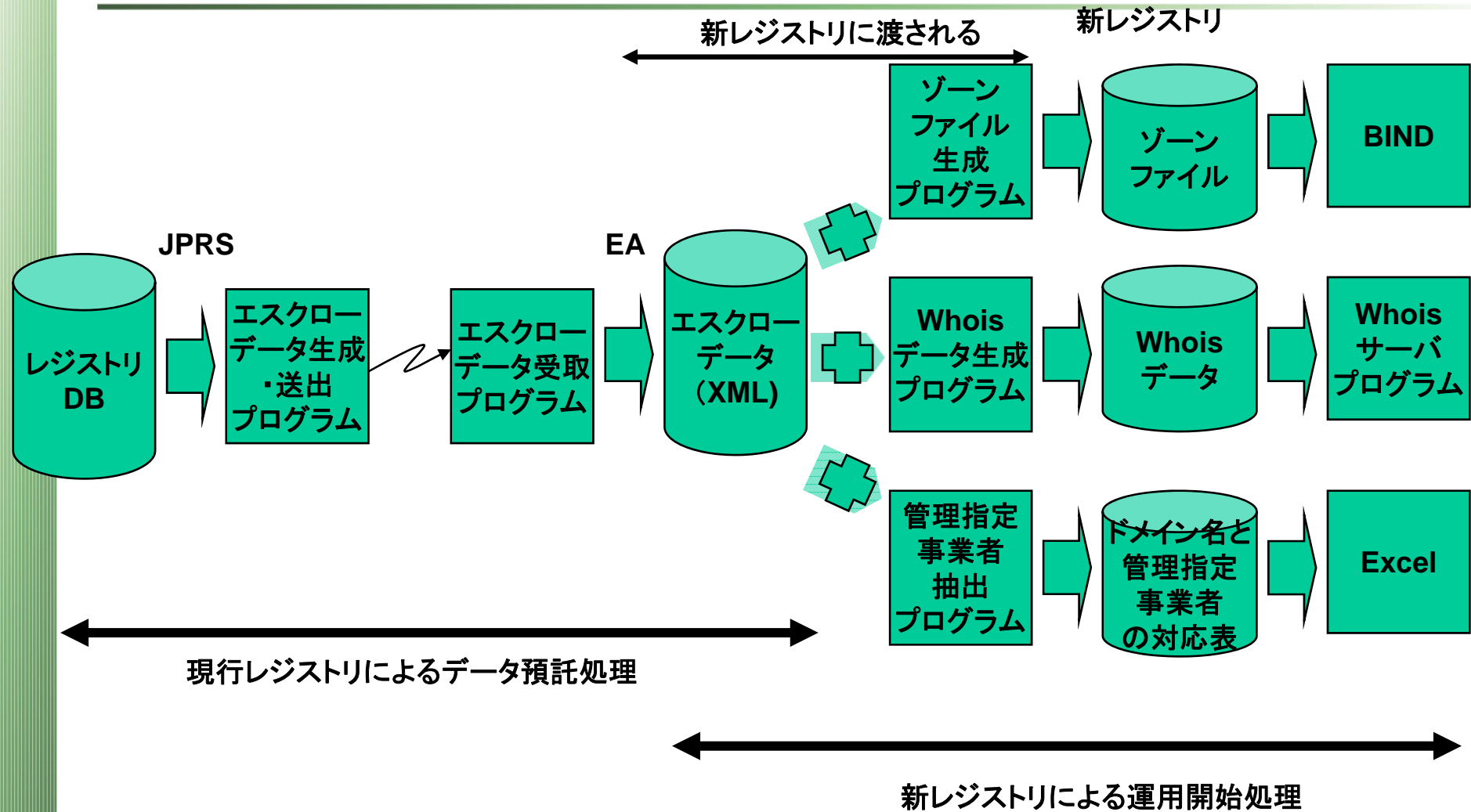
・監査者

- エスクロー処理全体の監督と統制
- 日次業務および月次業務の監視、およびレジストリオペレーターとエスクローエージェントに対する定期的な監査を実施
- レジストリ再移管時の新レジストリへの移行の統制

データエスクローの実施体制



エスクローデータを使った新レジストリ開始の概念図



JPドメイン名紛争処理方針

(JP Domain Name Dispute Resolution Policy, JP-DRP)

ドメイン名紛争の解決手段



- ・ 当事者同士の話し合い
- ・ 裁判での争い
 - － ドメイン名の使用差し止め、賠償などを求めることができる
- ・ DRP (ドメイン名紛争処理方針) の利用
 - － ドメイン名登録の取消、または移転を求めることができる
 - ・ UDRP (.com / .net / .org 等が対象)
 - ・ JP-DRP (jp が対象)

JP-DRP制定の経緯

- ・ 1999年10月
 - ICANNで統一ドメイン名紛争処理方針(UDRP)が策定される
 - 日本ではサイバースクワッティング事件は、裁判例こそ少なかったが、やはり存在し、対策が求められていた
また、「一組織ードメイン名」、「ドメイン名の移転禁止」という原則の緩和・撤廃に向けて、効果的な紛争解決手段が求められていた
- ・ 1999年12月
 - 「ドメイン名の紛争解決ポリシーに関するタスクフォース(DRP-TF)」を結成し、JP-DRP策定開始
- ・ 2000年7月/10月
 - UDRPを参考に作成したJP-DRPを2000年7月に公開、同年10月より実施
 - 日本の状況を考慮に入れ、ローカライズ
 - ・ 手続言語、費用支払い、日本法に基づく条項解釈等
- ・ 2007年6月
 - 改訂版JP-DRP施行

JP-DRPとは

1. JPドメイン名に関する、登録者と商標権者等との間の紛争を処理するための規約(主として、サイバースクワッターを排除するために制定された)
2. 当事者からの申立に基づいてそのドメイン名の取消または申立人への移転を可能とするもの
3. ドメイン名登録者の悪質性(不正の目的)が明らかかなものを、事後的(*)に比較的簡易、迅速に排除する裁判外の手続(スライド27参照)
4. 登録者に「正当事由」がある場合、JP-DRPでは排除されない(スライド28参照)

(*)ドメイン名は迅速な登録審査(登録者の便宜・管理業者の負担軽減)を重視し、先願制の登録が原則。

「不正の目的」の例

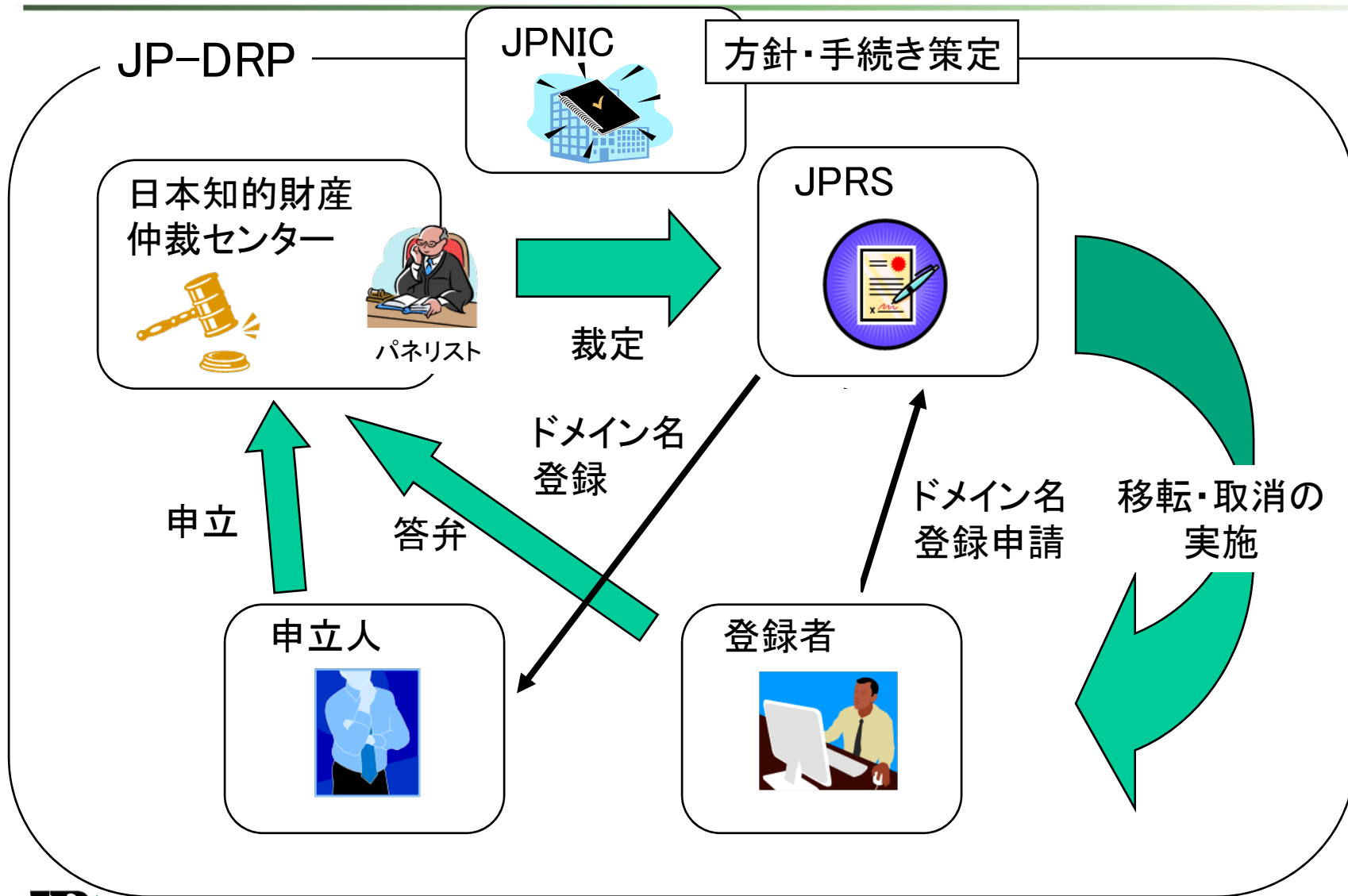
- ・ 当該ドメイン名を不当な価格で販売、貸与または移転することを主たる目的としている
- ・ 申立人の商標をドメイン名として使用できないように妨害することを目的としている
- ・ 競業者の事業を混乱させることを主たる目的としている
- ・ 商業上の利得を得る目的で、商品やサービスの出所について誤認混同を生ぜしめることを意図している

「正当事由」の例

- ・ 扱っている商品やサービスを表す一般名詞によって構成したドメイン名を利用している
- ・ 個人の名前・通称をドメイン名に使っている
- ・ 非商業的な利用で、他人の商標権などの価値を毀損する意図なく使っている

登録者側にこうした正当事由が認められる場合、本格的な証拠調べ、異議申し立ての仕組みを備えている裁判手続に委ねることを想定している。

JP-DRPに基づく紛争処理の構造



日本知的財産仲裁センターについて(1)

- ・ 日本弁理士会と日本弁護士連合会が、工業所有権の分野での紛争処理を目的として設立したADR(裁判外の紛争解決手段)機関
- ・ 1998年3月設立、同年4月1日より運営を開始
(2001年4月、「工業所有権仲裁センター」より改称)
- ・ 弁護士、弁理士、学識経験者がそれぞれの知識と経験を活かして、知的財産権に関する相談、調停、仲裁、判定などの業務、及びドメイン名紛争裁定を行っている

日本知的財産仲裁センターについて(2)

- ・ 2000年8月、JPNICと協定を締結しJPDメイン名に関する認定紛争処理機関となる
- ・ JPDメイン名紛争処理のパネリスト候補者は35名
 - － 事件管理部会を開催し、パネリストを選定
- ・ これまでの申立件数は62件